

令和5年度佐賀県観光案内所ネットワーク化推進事業 プロポーザル実施要領

1 目 的

佐賀県に来訪する国内観光客及び訪日外国人観光客に対し、観光客のニーズに応じた情報の提供と、より魅力的な旅の提案を行うことで満足度の向上と受入体制の強化を図るとともに、県内の観光案内所が連携し情報の交換及び必要なサポートを相互に行うため、県内の観光案内所のネットワーク化の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 委託業務名

令和5年度佐賀県観光案内所ネットワーク化推進事業

(2) 実施内容

別紙「令和5年度佐賀県観光案内所ネットワーク化推進事業 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業委託期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

(4) 委託上限額

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額 181,818 円を含む。）

3 参加者の資格要件

参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 事業目的の達成のために必要な業務に関して、ノウハウや技術を有していること。

かつ、観光案内所運営に関する知識を十分に備えていること。

(2) このプロポーザル方式及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

(3) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者ではないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生開始手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 参加申込書提出の日の6か月前から参加申込書提出の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県内に事務所等を所有する者に当たっては、県税の滞納がないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約の相手方の決定方法

(1) 事業者の選定

提出された企画提案書を審査員が審査項目に従って総合的に審査し、最も優秀な提案を行った者を選定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

(2) 選定基準

別表「審査基準」のとおり

(3) 通知方法

審査結果は、全ての参加者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。

また、審査内容及び結果についての異議、問い合わせは一切認めない。

5 実施スケジュール

(1) 募集開始

令和5年8月3日【一般社団法人佐賀県観光連盟ホームページ「あそぼーさが」内観光関係者向けページで公表】

(2) 質問書の受付・回答について

ア 受付期間：募集開始から令和5年8月10日17時まで

イ 受付方法：質問書（様式第1号）を持参又は電子メールにより受付可能。

ただし、持参以外は、必ず到達確認のため電話連絡すること。

※ 電話による質問に対しては回答しないこととする。

ウ 受付場所：10 の問合せ先と同じ

エ 回答方法：令和 5 年 8 月 18 日までに質問者に対し回答する

(3) プロポーザル参加申込書等の提出

ア 提出期限：令和 5 年 8 月 21 日 17 時まで【必着】

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

ウ 提出書類：(ア) プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

(イ) 会社概要（様式第 3 号）

(ウ) 業務実績（様式第 4 号）

(エ) 誓約書（様式第 5 号）

エ 提出場所：10 の問合せ先と同じ

(4) 参加資格の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、資格要件を満たさなかった者に対しては、通知書により満たさなかった理由を記載する通知することとする。

(5) 企画提案書等の提出及び取扱い

本プロポーザルの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出する。

ア 提出期限：令和 5 年 8 月 30 日 17 時まで【必着】

イ 提出方法：様式第 6 号を添えて、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

ウ 提出書類：(ア) 企画提案書部（原本 1 部、写し 5 部）

※ 任意様式にて A 4 版サイズにて作成すること。

※ A 3 版を用いる場合は、A 4 版サイズに折り込むこと。

※ 1 社につき 1 提案に限る。

※ 各ページに通し番号をふり、「令和 5 年度佐賀県観光案内所ネットワーク化推進事業企画提案書」と記載した表紙を付けること。

(イ) 見積書（任意様式）6 部（原本 1 部、写し 5 部）

※ 見積書は見積額（税込）及びその明細について記載する。見積書の宛名は「一般社団法人佐賀県観光連盟」とすること。

エ 企画提案書の内容：(ア) 提案のコンセプト（基本的な考え方等）

(イ) 業務内容（構成、ねらい、方法等）

(ウ) 業務実施スケジュール（進め方、手順等）

(エ) 業務実施体制（業務実施体制及び業務能力、責任者

(プロフィール、活動実績等を記載)、担当者、要員など)

※ 各業務における実施体制が異なる場合は業務毎に記入すること。

オ 提出書類の取扱：(ア) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書は返却しない。

(イ) 企画提案書の受理後、当連盟が必要であると判断した場合には、補足資料の提出を求めることがある。

(ウ) 提出された書類は、選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

(エ) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で、二次的に使用しない。

(5) 審査結果

ア 結果通知：令和5年9月中旬

イ 通知方法：全ての参加者に郵送にて通知する。

ウ 審査内容：審査内容及び結果についての異議、問合せは一切受け付けない。

また、審査経緯については公表しない。

6 業務の契約

(1) 契約候補者の特定

審査において最優秀者として選定した者を、本業務に係る随意契約の契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

ア 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき

イ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、2の(4)の委託上限額を超えないものとする。

(3) 業務委託契約の内容及び実施条件

本業務契約の内容については、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な条件などの協議と調整を行う。企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定しないものとする。

協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。

なお、随意契約においては、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を依頼する。

(4) 一括再委託の禁止及び一部再委託の承諾

業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合はあらかじめ発注者の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮すること。

7 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

8 留意事項

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出することとする。
- (2) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (3) 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は、参加者が著作権処理等を行うほか契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、著作権関係者とトラブルのないようにすること。
- (4) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 受託者と連盟は、必要に応じて適宜打合せを行うなど、綿密な連携を取りながら事業を実施するものとする。

9 遵守事項

受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、「観光案内所ネットワーク化推進事業」成功のため、最高の技術を駆使するとともに、当連盟職員と協力をしながら、誠実に業務を実施しなければならない。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守しなければならない

10 問合先（各種書類の提出先）

九州佐賀国際空港 観光案内所 （一般社団法人佐賀県観光連盟）

担当：藤木・尹

〒840-2212 佐賀市川副町大字犬井道 9476-187

T E L : 0952-37-1345

F A X : 0952-37-1346

E-mail : sawa-fujiki@saga-kanko.jp